

4章 人員に関する基準

4.1 介護医療院の人員配置の考え方

介護医療院の人員基準については、介護療養病床が果たしている機能に着目しつつ、利用者の状態や地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする観点から、

- ・介護療養病床相当（主な利用者像は、療養機能強化型AB相当）
- ・老人保健施設相当以上（主な利用者像は、上記より比較的容体が安定した者）

の大きく2つの機能（I型介護医療院、II型介護医療院）を設けました。介護医療院の開設許可は1つの介護医療院を単位として行われますが、介護医療院サービスを行う部分として認められる単位は原則60床以下の「療養棟」単位です。1つの介護医療院でI型・II型を組み合わせることで、柔軟な人員配置やサービス提供を担保しています。

また、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に、

- 医師、薬剤師、看護職員、介護職員は、I型とII型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定し、
- リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の従業者は施設全体として配置することを念頭に設定することとしました。

介護医療院の人員基準

I型は介護療養病床（機能強化型A・B）を、II型は介護老人保健施設を参考に設定

	介護療養病床（病院） 【療養機能強化型】		介護医療院				介護老人保健施設		
	指定基準	報酬上の基準	I型介護医療院		II型介護医療院		指定基準	報酬上の基準	
			指定基準	報酬上の基準	指定基準	報酬上の基準			
人員基準 (雇用人員)	医師	48:1 (施設で3以上)	—	48:1 (施設で3以上)	—	100:1 (施設で1以上)	—	100:1 (施設で1以上)	—
	薬剤師	150:1	—	150:1	—	300:1	—	300:1	—
	看護職員	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	3:1 (看護 2/7)	【従来型・強化型】 看護・介護3:1 【介護療養型】 ^(注3) 看護6:1、 介護6:1~4:1
	介護職員	6:1	5:1~4:1	5:1	5:1~4:1	6:1	6:1~4:1		看護6:1、 介護6:1~4:1
	支援相談員							100:1 (1名以上)	—
	リハ専門職	PT/OT: 適当数	—	PT/OT/ST: 適当数	—	PT/OT/ST: 適当数	—	PT/OT/ST: 100:1	—
	栄養士	定員100以上 で1以上	—	定員100以上 で1人以上	—	定員100以上 で1以上	—	定員100以上 で1以上	—
	介護支援 専門員	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)	—
	放射線技師	適当数	—	適当数	—	適当数	—		
	他の従事者	適当数	—	適当数	—	適当数	—	適当数	—
医師の宿直	医師:宿直	—	医師:宿直	—	—	—	—	—	

注1：数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用

注2：背景が緑で示されているものは、病院としての基準

注3：基準はないが、想定している報酬上の配置。療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

4.1.1 人員配置一覧

○ここでは基準省令や解釈通知に記載された、人員に関する基本的な基準についてご説明します。

人員配置 (指定基準)	介護医療院 (Ⅰ)	介護医療院 (Ⅱ)	医療機関併設 型介護医療院 (Ⅰ)	医療機関併設 型介護医療院 (Ⅱ)	小規模併設型介護医療院 (Ⅰ・Ⅱ)
医師	48対1 (施設で 3以上)	100対1 (施設で 1以上)	48対1	100対1	併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により、介護医療院の医師、薬剤師又はリハビリ専門職を置かないことができる
リハビリ 専門職	適当数		適当数		
薬剤師	150対1	300対1	150対1	300対1	
看護職員	6対1		6対1		6対1
介護職員	5対1	6対1	5対1	6対1	6対1
栄養士	定員100以上で1人		定員100以上で1人		併設医療機関に配置されている栄養士により、介護医療院の栄養士を置かないことができる
介護支援 専門員	100対1 (施設で1以上)		100対1 (施設で1以上)		適当数
放射線技師	適当数		併設施設に配置されている放射線技師により、介護医療院の放射線技師を配置しないことができる		併設医療機関に配置されている放射線技師により、介護医療院の放射線技師を配置しないことができる
他の従事者	適当数		併設施設との職員の業務や業務委託を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えない		併設施設との職員の業務や業務委託を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えない

4.1.2 用語の定義

○人員に関する基準に示された用語の定義を解説します。

イ) 常勤換算方法	当該介護医療院の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該施設の介護医療院サービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該施設が（介護予防）通所リハビリテーションの指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護医療院サービスと指定（介護予防）通所リハビリテーションを兼務する場合、当該従業者の勤務延時間数には、介護医療院サービスに係る勤務時間数だけを算入することとなるものであること。
ロ) 勤務延時間数	勤務表上、介護医療院サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。
ハ) 常勤	当該介護医療院における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 また、当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、介護医療院、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が併設されている場合、介護医療院の管理者、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の管理者及び指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
ニ) 専ら従事する	原則として、サービス提供時間帯を通じて介護医療院サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該施設における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

ホ) 前年度の平均値	<p>① 基準省令第4条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>② 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p> <p>③ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。</p>
へ) I型入所者・II型入所者	<p>介護医療院入所者のうち、I型療養床の利用者を「I型入所者」、II型療養床の利用者を「II型入所者」と呼ぶ。</p>

4.2 医師

4.2.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する医師は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の医師の配置

省令

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第1号】

- ・常勤換算方法で、I型入所者の数を48で除した数に、II型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上
- ・その数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

通知

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

- a. 常勤換算方法で計算する。I型入所者の数を48で除した数に、II型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上の医師を配置するものとする。
なお、上記の計算により算出された数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算することとする。
- b. a. にかかわらず、II型療養床のみ有する介護医療院であって、基準省令第27条第3項ただし書の規定により、介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあつては、入所者の数を100で除した数以上の医師を配置するものとする。なお、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

複数の医師が勤務し、勤務延時間数が基準に適合する形態も認められるが、1人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならない。

複数の医師が勤務する形態にあつては、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えない。ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならない。なお、兼任の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

(2) 医療機関併設型介護医療院の医師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第6項】

- 医療機関併設型介護医療院の医師の員数の基準は、常勤換算方法で、I型入所者の数を48で除した数に、II型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上

単独型の介護医療院の医師の配置の基準との大きな違いは、併設型には以下の基準がないこと。

- その数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

医療機関併設型介護医療院の場合にあつては、常勤換算方法で、I型入所者の数を48で除した数に、II型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上の医師を配置するものとする。

複数の医師が勤務する形態にあつては、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えない。ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならない。なお、兼任の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

(3) 併設型小規模介護医療院の医師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第7項第1号】

- 併設型小規模介護医療院の医師の員数の基準は、次のとおりとする。

〔併設される医療機関が病院の場合〕

病院の医師により、介護医療院の医師を置かないことができる。

〔併設される医療機関が診療所の場合〕

診療所の医師により、介護医療院の医師を置かないことができる。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

併設型小規模介護医療院における医師の配置については、併設される医療機関により当該併設小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合にあつては、置かないことができることとする。

◆よくあるお問い合わせ

Q：医療機関併設型介護医療院であっても、介護医療院に3名以上の医師の配置が必要ですか。

A：医療機関併設型介護医療院の場合には、I型介護医療院では48:1、II型介護医療院では100:1を満たしていれば問題ありません。

4.3 薬剤師

4.3.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する薬剤師は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の薬剤師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第2号】

- ・常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上を配置するものとする。

(2) 医療機関併設型介護医療院の薬剤師の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院の薬剤師の配置と同じです。

(3) 併設型小規模介護医療院の薬剤師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第7項第1号】

- ・併設型小規模介護医療院の薬剤師の員数の基準は、次のとおりとする。

〔併設される医療機関が病院の場合〕

病院の薬剤師により、介護医療院の薬剤師を置かないことができる。

〔併設される医療機関が診療所の場合〕

診療所の医師により、介護医療院の薬剤師を置かないことができる。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

併設型小規模介護医療院における薬剤師の配置については、併設される医療機関の職員（病院の場合にあっては、医師又は薬剤師。診療所の場合にあっては、医師とする。）により当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合にあっては、置かないことができることとする。

併設される医療機関が病院の場合と診療所の場合で、薬剤師の配置に関する考え方が違います。

4.4 看護師・准看護師(看護職員)

4.4.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する看護職員は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の看護職員の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第3号】

- ・常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上を配置するものとする。

医師、薬剤師、介護職員の配置とは違い、I型入所者の数やII型入所者の数にかかわらず、入所者全体の数で看護職員の配置数が決まります。

(2) 医療機関併設型介護医療院の看護職員の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院の看護職員の配置と同じです。

(3) 併設型小規模介護医療院の看護職員の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院の看護職員の配置と同じです。

4.5 介護職員

4.5.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する介護職員は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の介護職員の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第4号】

・常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上

看護職員の配置とは違い、I型入所者の数とII型入所者の数に応じて介護職員の配置数が決まります。

看護職員を介護職員とみなす場合の留意点

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上を配置するものとする。

介護職員の数を算出するに当たっては、看護職員を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護職員については、人員の算出上、看護職員として数えることはできない。

(2) 医療機関併設型介護医療院の介護職員の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院の介護職員の配置と同じです。

(3) 併設型小規模介護医療院の介護職員の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第7項第2号】

・常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

併設型小規模介護医療院の場合、介護職員の配置について、緩和しています。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

併設型小規模介護医療院における介護職員の配置については、常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上を配置するものとする。

介護職員の数を算出するに当たっては、看護職員を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護職員については、人員の算出上、看護職員として数えることはできない。

4.6 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

4.6.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（リハ専門職）は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院のリハ専門職の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第5号】
・介護医療院の実情に応じた適当数

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。

(2) 医療機関併設型介護医療院のリハ専門職の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院のリハ専門職の配置と同じです。

(3) 併設型小規模介護医療院のリハ専門職の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第7項第1号】
・併設型小規模介護医療院のリハ専門職の員数の基準は、次のとおりとする。
〔併設される医療機関が病院の場合〕
病院のリハ専門職により、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護医療院のリハ専門職を置かないことができる。
〔併設される医療機関が診療所の場合〕
診療所の医師により、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護医療院のリハ専門職を置かないことができる。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

併設型小規模介護医療院における理学療法士等の配置については、併設される医療機関の職員（病院の場合にあっては、医師又は理学療法士等。診療所の場合にあっては、医師とする。）により当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合にあっては、置かないことができることとする。

ただし、特別診療費の「リハビリテーション」を算定するためには、特別診療費の算定に必要な配置基準を満たす必要があります。特別診療費については、本テキストの 6.3 をご確認ください。

4.7 栄養士

4.7.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する栄養士は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の栄養士の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第6号】

- ・入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1以上

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

入所定員が 100 名以上の介護医療院にあつては、1以上の栄養士を配置すること。

(2) 医療機関併設型介護医療院の栄養士の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第6号】

- ・入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1以上

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

入所定員が 100 名以上の介護医療院にあつては、1以上の栄養士を配置すること。

同一敷地内にある病院等の栄養士による、兼務の留意点

同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。

(3) 併設型小規模介護医療院の栄養士の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第6号】

- ・入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1以上

併設医療機関に配置されている栄養士によるサービス提供の場合

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

100 人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであるが、併設型小規模介護医療院の併設医療機関に配置されている栄養士によるサービス提供が、当該介護医療院の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

ただし、「栄養マネジメント加算」等の加算を算定するためには、施設として1名の常勤の栄養士を配置する必要があります。加算等については、本テキストの 6.2 をご確認ください。

4.8 介護支援専門員

4.8.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する介護支援専門員は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の介護支援専門員の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第7号】

- ・1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

- ・入所者数が100人未満であっても、1人は常勤で必要。
- ・増員の場合は非常勤でも差し支えない。

【第4条第5項】

- ・介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

【第4条第5項ただし書き】

- ・入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができる。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を1名以上配置していなければならないこと。したがって、入所者数が100人未満の介護医療院にあっても1人は配置されていなければならないこと。

また、介護支援専門員の配置は、入所者数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とするものであり、入所者数が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいこと。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

介護支援専門員は、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとする。

この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。

なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

(2) 医療機関併設型介護医療院の介護支援専門員の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第7号】

- ・1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

- ・入所者が100人未満であっても、1人は常勤が必要。
- ・増員の場合は非常勤でも差し支えない。

【第4条第5項】

- ・介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

【第4条第5項ただし書き】

- ・入所者の処遇に支障がない場合には、併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を1名以上配置していなければならないこと。したがって、入所者が100人未満の介護医療院にあっても1人は配置されていないといけないこと。

また、介護支援専門員の配置は、入所者が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とするものであり、入所者が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいこと。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができることとする。

この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。

なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

(3) 併設型小規模介護医療院の介護支援専門員の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第7項第3号】

- ・当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

併設型小規模介護医療院における介護支援専門員の配置については、当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、当該介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数でよいこと。

4.9 診療放射線技師

4.9.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する診療放射線技師は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならないと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の放射線技師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第8号】
・介護医療院の実情に応じた適当数

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。

(2) 医療機関併設型介護医療院の放射線技師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第8号】
・介護医療院の実情に応じた適当数

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。

介護医療院に放射線技師を配置しない場合もあり得ることを示しています。

併設施設との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えないこと。

(3) 併設型小規模介護医療院の放射線技師の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第8号】
・介護医療院の実情に応じた適当数

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。

介護医療院に放射線技師を配置しない場合もあり得ることを示しています。

併設施設との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えないこと。

4.10 調理員、事務員等

4.10.1 基本的な考え方

○介護医療院に勤務する調理師・事務員等は、以下に掲げる換算方法で算出した人数を配置しなければならぬと定められています。

(1) 単独型の介護医療院の調理員、事務員等の配置

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第4条第1項第9号】
・介護医療院の実情に応じた適当数

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。

介護医療院に調理員、事務員等を配置しない場合もあり得ることを示しています。

併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により、適正なサービスを確保できる場合にあっては、配置しない場合があっても差し支えない。

(2) 医療機関併設型介護医療院の調理員、事務員等の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院の調理員、事務員等の配置と同じです。

(3) 併設型小規模介護医療院の調理員、事務員等の配置

例外規定はなく、単独型の介護医療院の調理員、事務員等の配置と同じです。

4.11 夜間の職員配置について

4.11.1 医師の宿直体制

○介護医療院に勤務する医師の宿直については、以下のように定められています。

(1) 単独型の介護医療院の医師の宿直体制

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第27条第3項】

- ・介護医療院の管理者は介護医療院に医師を宿直させなければならない。

- ・ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りではない。

原則として、医師の宿直は必要である。
例外として、一定の要件を満たし、サービスの提供に支障がない場合には、宿直を要しない場合がある。

宿直を要しない場合の具体的な要件は通知に示されている。

通知 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

〔管理者の責任〕

- ・介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければいけないこととした。

- ・ただし、次のいずれかの場合であつて、介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、宿直を要しない。
 - a. II型療養床のみを有する介護医療院である場合
 - b. 医療法施行規則第9条の15の2に定める場合と同様に、介護医療院の入所者の病状が急変した場合においても当該介護医療院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているものとして都道府県知事に認められている場合

(2) 医療機関併設型介護医療院の医師の宿直体制

省令

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

【第27条第3項】

・介護医療院の管理者は介護医療院に医師を宿直させなければならない。

・ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りではない。

医療機関併設型介護医療院については、例外として、③の場合も示されている。

通知

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

〔管理者の責任〕

・介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければいけないこととした。

・ただし、次のいずれかの場合であって、介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、宿直を要しない。

- ①Ⅱ型療養床のみを有する介護医療院である場合
- ②医療法施行規則第9条の15の2に定める場合と同様に、介護医療院の入所者の病状が急変した場合においても当該介護医療院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているものとして都道府県知事に認められている場合
- ③医療機関併設型介護医療院であり、同一敷地内又は隣接する敷地にある病院又は診療所との連携が確保されており、介護医療院の入所者の病状が急変した場合に、病院又は診療所の医師が、速やかに診察を行う体制が確保されている場合

(3) 併設型小規模介護医療院の医師の宿直体制

例外規定はなく、医療機関併設型介護医療院の規定と同じです。

4.11.2 看護・介護職員の夜勤体制

○介護医療院に勤務する看護職員・介護職員の夜間の職員配置については、以下のように定められています。

(1) 単独型の介護医療院の看護・介護職員の夜勤体制

告示

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）

七の二 介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

⇒第二号ハ(1)の規定を準用する。

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ハ(1) I型介護医療院短期入所療養介護費、II型介護医療院短期入所療養介護費及び特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。

(二)当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。

つまり、①～③の全ての要件を満たす必要がある。

- ① 看護職員又は介護職員が施設全体（介護医療院全体）で2人以上
- ② 施設全体（介護医療院全体）で看護職員が1人以上
- ③ 入所者数が30又はその端数を増すごとに看護職員又は介護職員が1人以上

(2) 医療機関併設型介護医療院の看護・介護職員の夜勤体制

例外規定はなく、単独型の介護医療院の規定と同じです。

(3) 併設型小規模介護医療院の看護・介護職員の夜勤体制

告示 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）

七の二 介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
⇒第二号ハ(1)の規定を準用する。

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ハ(1) I型介護医療院短期入所療養介護費、II型介護医療院短期入所療養介護費及び特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が三十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

(二)当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(三)(一)及び(二)の規定に関わらず、次のいずれにも適合している介護医療院であって、常時、緊急時における併設される医療機関との連絡体制を整備しているものにあつては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

a 当該指定短期入所療養介護を行う介護医療院が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院であること。

b 当該併設型小規模介護医療院に併設される医療機関（cにおいて「併設医療機関」という。）で夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であること。

c 当該併設型小規模介護医療院の入所者、指定短期入所療養介護の利用者及び併設医療機関の入院患者の数の合計が 19 人以下であること。

併設型小規模介護医療院における例外規定として、①～③の全ての要件を満たし、かつ、常時、緊急時における併設される医療機関との連絡体制を整備しているものにあつては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

- ① 併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が 19 名以下のもの）
- ② 当該併設型小規模介護医療院の入所者、指定短期入所療養介護の利用者及び併設医療機関の入院患者の数の合計が 19 人以下
- ③ 併設医療機関で夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1人以上

◆よくあるお問い合わせ

Q：診療報酬では、看護師の夜勤 72 時間という上限がありますが、介護医療院でも同様ですか。

A：介護医療院については看護師の夜勤時間の上限にかかる規定はありません。

参考：「厚生労働大臣が定める夜勤を行う勤務条件に関する基準 七の二」

